(9)工業地の下落率順位表(圏域別)

(価格:円/㎡、変動率:%)

			東京圏・	I	業	地		
順位	基準地番号	都道府県	基準地の所在地			平成28年基準地価格	平成29年基準地価格	変動率
						円 / m²	円 / m²	%
1	横須賀 9 - 1	神奈川県	横須賀市内川1丁目313番1外『内川1-8-43』			71,800	71,400	0.6
2	坂東 9 - 1 他16地点		坂東市沓掛字遠神1165番9			18,800	18,800	0.0

(価格:円/m²、変動率:%)

				(
			大阪圏・工業	地		
順位	基準地番号	都道府県	基 準 地 の 所 在 地	平成28年基準地価格	平成29年基準地価格	変動率
				円 / ㎡	円 / m²	%
1	平野 9 - 1	大阪府	大阪市平野区加美南4丁目28番 『加美南4-4-15』	123,000	122,000	0.8
2	堺中9-1	大阪府	堺市中区楢葉186番7	68,500	68,000	0.7
3	西成 9 - 1	大阪府	大阪市西成区北津守3丁目33番3外 『北津守3-6-13』	87,000	86,500	0.6
4	忠岡 9 - 1	大阪府	泉北郡忠岡町忠岡北3丁目782番1外 『忠岡北3-1-34』	71,000	70,800	0.3
5	河内長野9-1	大阪府	河内長野市昭栄町830番2 『昭栄町9-35』	69,900	69,800	0.1
6	西淀川 9 - 1 他21地点	大阪府	大阪市西淀川区御幣島6丁目32番2 『御幣島6-9-25』	189,000	189,000	0.0

				(іші	哈·门/III、发勤省	<u> </u>	
	名 古 屋 圏・工 業 地						
順位	基準地番号	都道府県	基準地の所在地	平成28年基準地価格	平成29年基準地価格	変動率	
				円 / m²	円/m²	%	
1	四日市9 - 2	三重県	四日市市楠町北五味塚字塩役1510番4外	21,300	21,000	1.4	
2	常滑9-1	愛知県	常滑市港町4丁目16番	51,000	50,400	1.2	
3	桑名9-1	三重県	桑名市大字江場字貝戸538番1外	43,300	42,900	0.9	
4	半田9-1	愛知県	半田市港町3丁目98番外	25,400	25,200	0.8	
5	四日市9-1	三重県	四日市市小古曽東2丁目345番1外 『小古曽東2-3-30』	26,200	26,000	0.8	
6	東員9-1	三重県	員弁郡東員町大字瀬古泉字岩田330番7外	15,200	15,100	0.7	
7	川越9 - 1	三重県	三重郡川越町大字当新田字宮前607番	35,200	35,000	0.6	
8	港9-2	愛知県	名古屋市港区東蟹田 5 1 9番	77,400	77,000	0.5	
9	知多9-1	愛知県	知多市北浜町 1 4番 2	26,500	26,400	0.4	
10	港9-1	愛知県	名古屋市港区木場町3番	89,300	89,000	0.3	

(価格:円/㎡、変動率:%)

I	1					
			地方圏・エ業	地		
順位	基準地番号	都道府県	基 準 地 の 所 在 地	平成28年基準地価格	平成29年基準地価格	変動率
				円 / m²	円 / ㎡	%
1	南あわじ9 - 3	兵庫県	南あわじ市阿万東町字クノモト260番外	8,100	7,300	9.9
2	姫路9-1	兵庫県		22,000	20,000	9.1
				ŕ	ŕ	
3	南あわじ9 - 2	兵庫県	 南あわじ市松帆古津路字西原630番外	9,500	8,700	8.4
				ŕ	ŕ	
4	朝来9-1	兵庫県	 朝来市生野町真弓字道順山373番98	9,800	9,200	6.1
				,,,,,		
5	八幡浜9-1	愛媛県	八幡浜市保内町須川53番1外2筆	45,500	42,800	5.9
				Í	,	
6	南あわじ9-1	兵庫県	南あわじ市広田中筋字大丸170番1外	17,000	16,000	5.9
7	宮津9-1	京都府	宮津市字獅子崎小字問屋町108番11ほか1筆	20,700	19,500	5.8
8	豊岡 9 - 1	兵庫県	豊岡市九日市下町字下荒原171番1	31,200	29,400	5.8
9	珠洲 9 - 1	石川県	 珠洲市上戸町南方に字1番外	11,100	10,500	5.4
					11,000	
10	奥州 9 - 2	岩手県	 奥州市江刺区岩谷堂字松長根 5 8 番 6	6,380	6,080	4.7
	2,113	11 3 //	ZAME THE HELL INCHES ON THE	0,000	0,000	

(注)

- 1.同じ変動率で順位が異なるのは、小数点第 2 位以下の四捨五入によるもの。
- 2.三大都市圏とは、東京圏、大阪圏、名古屋圏をいう。
- 3. 東京圏とは、首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村の区域をいう。
- 4. 大阪圏とは、近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村の区域をいう。
- 5. 名古屋圏とは、中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市町村の区域をいう。
- 6.地方圏とは、三大都市圏を除く地域をいう。